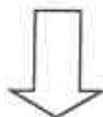


お知らせ（不動産競売係）

高山・御嵩支部
不動産競売事件



5. 4. 1 集約

本 庁

令和5年4月1日に岐阜地方裁判所高山支部・同御嵩支部の不動産競売事件を本庁に集約することとなりました。

これに伴い、令和5年3月31日以前においても、段階的に一部の不動産競売事件については各支部から本庁に集約し、本庁において取り扱います。

集約後、各支部にも3点セット（物件明細書・現況調査報告書・評価書）の設置をしますが、入札は本庁のみで行いますので、入札書等の入札に必要な書類は本庁に提出してください（各支部に入札書等を提出した場合や、入札保証金を各支部の口座に振り込んだ場合は、有効な入札と扱われませんのでご注意ください。）。

なお、執行官に対する強制執行の申立て（建物明渡・動産執行等）については、従前どおり物件所在地を管轄する裁判所に申立てをしてください。

また、3点セットは、インターネットでも閲覧できますので、そちらもご利用ください。

（不動産競売物件情報サイト <https://www.bit.courts.go.jp/>）

岐阜地方裁判所

岐阜地方裁判所本庁の売却スケジュールでは、

令和2年8月4日入札開始分から制度が変わります。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

**令和2年8月4日入札開始分※から入札時に
下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。**

※農地は令和2年10月6日入札開始分から

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

岐阜地方裁判所執行官室 ☎058-263-4231

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 6月18日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 田 邊 寛 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月 8日 午前 8時30分から 令和 7年 7月15日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 7月22日 午前10時00分 岐阜地方裁判所不動産売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 8月 7日 午前10時30分 岐阜地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 7年 7月29日 午前10時00分から 令和 7年 7月29日 午後 4時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法		下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 6月18日から当庁執行係書記官室(1階)に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
	買受可能価額（円）			固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 110, 000 1, 688, 000	一括	422, 000	6, 871	0
1	1, 190, 000				
2	920, 000				

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 高山市上宝町鼠餅字長沼 |
| | 地 | 番 | 787番6 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 131932平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 高山市上宝町鼠餅字長沼 |
| | 地 | 番 | 787番7 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 101827平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 3月21日

岐阜地方裁判所

裁判所書記官 藤 井 雅 浩

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1, 2】

隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| 1 | 所 | 在 | 高山市上宝町鼠餅字長沼 |
| | 地 | 番 | 787番6 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 131932平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 高山市上宝町鼠餅字長沼 |
| | 地 | 番 | 787番7 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 101827平方メートル |

令和 6年(ケ)第117号
令和 6年 9月11日受理
令和 6年12月 4日提出
物件1, 2土地

現 況 調 査 報 告 書

岐阜地方裁判所

執行官 丹 羽 勝 久

物 件 目 録

1 所 在 高山市上宝町鼠餅字長沼
地 番 787番6
地 目 山林
地 積 131932平方メートル
所有者 株式会社酒太

2 所 在 高山市上宝町鼠餅字長沼
地 番 787番7
地 目 山林
地 積 101827平方メートル
所有者 株式会社酒太

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1、2
現況地目	☐ 宅地(物件) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ 農地(物件) ☐ 雑種地(物件) ☒ 山林(物件1、2) ☐ ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 土地概況図のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が山林の状態で占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある ☐ 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ A (株式会社酒太 代表清算人)	1 物件1, 2土地を当社が所有しています。 2 物件1, 2土地に見に行ったことはありませんので、ご案内をすることが出来ません。 3 当社が物件1, 2土地を山林として占有しています。 4 当社は、物件1, 2土地を他の第三者に貸していません。 5 物件1, 2土地の境界に争いはありません。 (書面による回答)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見



- 1 物件1, 2土地は, 一体利用され, 道路に接していない山林である。
- 2 物件1, 2土地は, 現在, 株式会社酒太が山林として占有・管理しているものと思料する。
- 3 物件1, 2土地についての資料は, 手に入れることの可能な限りのものであり, その所在, 面積などを含めて調査したものである。したがって, その特定等については, かなり曖昧な部分があることを前提にしている。正確に把握するには測量士等の専門家の関与が必要であると思料する。
- 4 物件1, 2土地・建物を他の第三者が占有している状況は認められない。
- 5 他に占有権原を推認し得る資料は見当たらなかった。

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年10月1日(火) 11:35-11:45	岐阜地方法務局	公図等の閲覧謄写 土地建物全部事項証明書申請
6年10月28日(月) 9:45-10:00	物件所在地	物件内外部調査 物件内外部写真撮影
6年10月28日(月) 10:05-10:15	物件所在地	物件内外部調査 物件内外部写真撮影
6年10月28日(月) 10:15-10:20	物件所在地	物件内外部調査 物件内外部写真撮影

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠が予想されたので、立会人 及び解錠技術者を同行して臨場した。

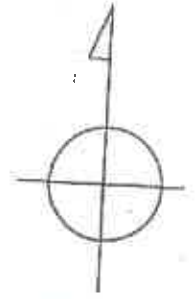
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に
解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地概略図



県道高山上宝線



物件 / 土地
787番6

物件 2 土地
787番7



写真撮影方向を矢印で示す

○内 写真番号

写真 1



谷の向こう側に物件 1 , 2 土地がある

写真 2



谷の向こう側に物件 1 , 2 土地がある

写真 3



林道から 500メートルから 700メートルの当りに
物件 1, 2 土地がある

写真 4



林道から 500メートルから 700メートルの当りに
物件 1, 2 土地がある

写真 5



林道から500メートルから700メートルの当りに物件1, 2土地がある

写真 6



川の上流に物件1, 2土地がある

令和6年（ケ）第117号

令和6年10月28日 現地調査

令和6年12月9日 評 価

岐阜地方裁判所 御中

評 価 書

整理番号

第60011号-1

発行日付

令和6年12月10日

評 価 人

不動産鑑定士

向 川 原 毅 彦

第1 評価額

一括価格	
金 2,110,000 円	
物件番号	内訳価格
物件1（土地）	金 1,190,000 円
物件2（土地）	金 920,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件（土地）

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在	高山市上宝町鼠餅字長沼	概ね左記に同じ。
	地 番	787番6	
	地 目	山林	
	地 積	131,932㎡	
2	所 在	高山市上宝町鼠餅字長沼	概ね左記に同じ。
	地 番	787番7	
	地 目	山林	
	地 積	101,827㎡	

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

物件 1、2

位置・交通	(会社名)	(線名)	(駅・停名)	(方位)	(道路距離)
※交通施設の方位は、施設からの方角で八方位表示である。	J R	高山本線	高山	北東方	約26km
	のらマイカー	——	折敷地	北東方	約11km
付 近 の 状 況	山村奥地林地地域				
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分		都市計画区域外		
	用 途 地 域		—		
	指 定 建 ぺ い 率		—		
	指 定 容 積 率		—		
	防 火 規 制		—		
	そ の 他 の 規 制		地域森林計画対象民有林一部、砂防指定地		
画 地 条 件	地 積		233,759㎡		
	標 高		約800m～約900m		
	傾 斜		東向き下り傾斜 約30度～約40度		
	形 状		—		
接 面 道 路 の 状 況	無道路（林道から約500m～約700m）				
土 地 の 利 用 状 況 等	林地（天然林）				
供 給 処 理 施 設	上水道	☐ あり ☐ 引込可 ☒ なし ☐ 不明（特記事項のとおり）			
	ガス配管	☐ あり ☐ 引込可 ☒ なし ☐ 不明（特記事項のとおり）			
	下水道	☐ あり ☐ 引込可 ☒ なし ☐ 不明（特記事項のとおり）			
特 記 事 項	・埋蔵文化財について：高山市教育委員会からの聴取によれば周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないため文化財埋蔵の可能性は低いと思料される。				
	・土壌等汚染について：過去からの土地利用用途が特に土壌等汚染を惹起させる可能性を有するものではないことから土壌等の汚染の可能性は低いと思料される。				
	・境界は不明である。				

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件 1、2（土地）

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別格差	地積 (㎡)	土地価格 (円) 千円未満四捨五入 ア×イ×ウ÷エ
	ア	イ	ウ	
1	15	100.0%	131,932	1,979,000
2		100.0%	101,827	1,527,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高山-1

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準価格
45.9 (円/㎡)	98.0 × 100.0	100.0 × 100.0	100.0 × 300.0	÷ 15 (円/㎡)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地等と標準画地との要因格差である。

◇地域格差：地価水準に係る要因格差である。

イ 個別格差：目的土地と標準画地との要因格差である。

物件番号	(規模・形状)	(間口・奥行)	(方位高低差)	(接面街路他)	相乗計
1					100.0%
2					100.0%

ウ 地積：登記数量による。

2 評価額の判定

1 基礎となる価格により求めた価格に、競売市場修正等を施して、以下のとおり評価額を求めた。

① 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価 格の控除及び加 算 (円)	占有 減価修正	市場性 修正	競売市場 修正	評価額 (円)
						万円未満四捨五入
	ア (1①エ)	イ	ウ	エ	オ	ア×ウ×エ×オ
1	1,979,000		100.0%	100.0%	60.0%	1,190,000
2	1,527,000		100.0%	100.0%	60.0%	920,000
一括価格 (合計)						2,110,000

ウ. 特に占有に基づく減価の必要性は認められない。

エ. 本件はなし。

オ. 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮。

第6 参考価格資料

地価調査	岐阜（林）20-4
（所 在）	岐阜県高山市塩屋町1684番1
（価 格）	45.9 円/㎡
（位 置）	J R 高山本線高山駅 7km
（価格時点）	令和6年7月1日
（地 積）	9,841 ㎡
（接面街路）	市道5m
（用途指定等）	非線引都市計画区域 地域森林計画対象民有林
（地域の特性）	林業本場林地地域

第7 附属資料

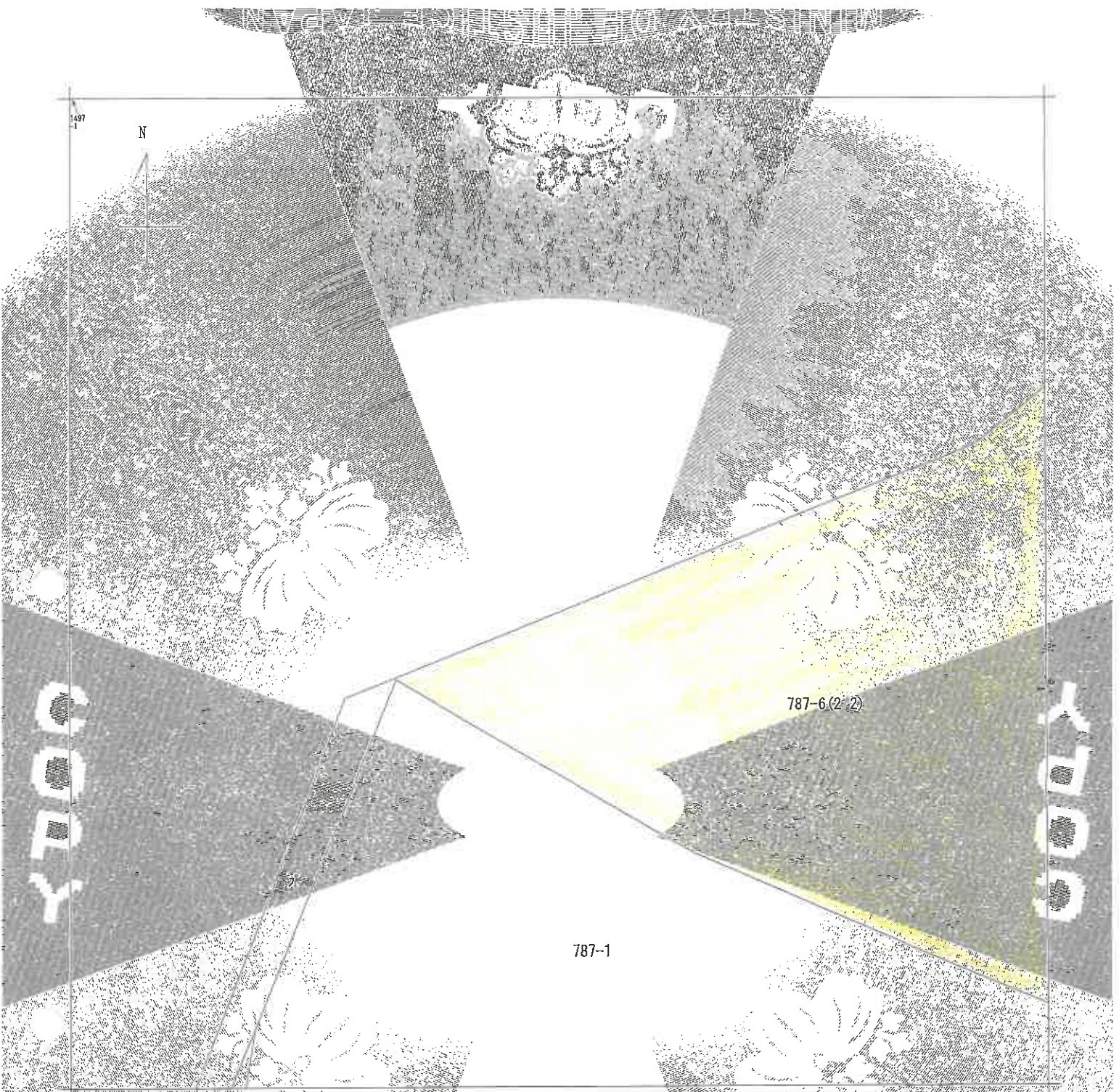
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 土地所在図 地積測量図
- 4 土地概略図
- 5 写真

以 上

位置図(1/25,000)



旧上宝村役場「上宝村管内図No.1」



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

A 上宝町鼠餅

上宝町鼠餅

請求部	所在	高山市上宝町鼠餅字長沼				地番	787番6	
出縮力尺	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	類	地区に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方法務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

岐阜地方法務局

登記官

請求番号：25-1
(1/6)

A3をA4に縮小コピー

公用

N

787-7

787-7

787-6
1/2

787-6 (1/3)

787-1
787-1

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

上宝町鼠餅

請求部分	所在地	高山市上宝町鼠餅字長仁		地番	787番6		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を説明した書面である。

(岐阜地方法務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

岐阜地方法務局

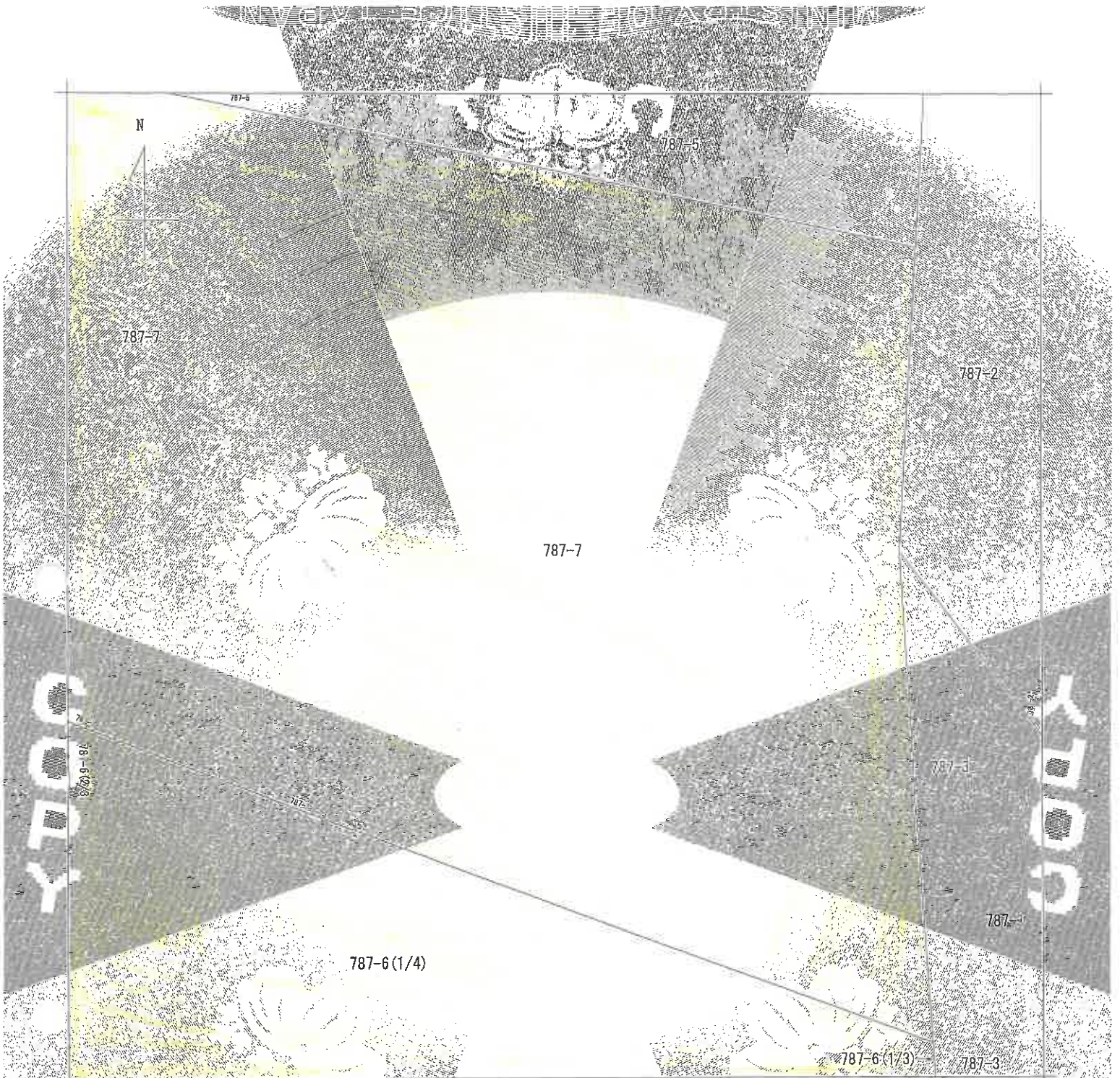
登記官

請求番号：25-1

(2/6)

A3をA4に縮小コピー

公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域見出

上宝町鼠餅

請求 部分	所 在			高山市上宝町鼠餅字長四		地 番	787番6		
出力 縮尺	1/1000		精 度 区 分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年月日				備 付 年月日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

岐阜地方務局

登記官

請求番号：25-1

(3/6)

A3をA4に縮小コピー

公用

N

787-6(3/3)

787-6
(3/4)

787-1

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番
区域見出

上宝町鼠餅

請 部	求 分	所 在			高山市上宝町鼠餅字長沼		地 番		787番6	
出 縮	力 尺	1/1000	精 度 区 分	座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地区に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日		備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項					

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方法務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

岐阜地方法務局

登記官

請求番号：25-1

(4/6)

A3をA4に縮小コピー

公用

N

787-6(4/4)

787-3

787-6(2/3)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

上宝町風餅

請求部	所在	高山市上宝町風餅字長沼			地番	787番6	
出力縮尺	1/1000	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日				備考 付年月日 (原図)	補記事項	旧土地台帳附属地図	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方方法務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

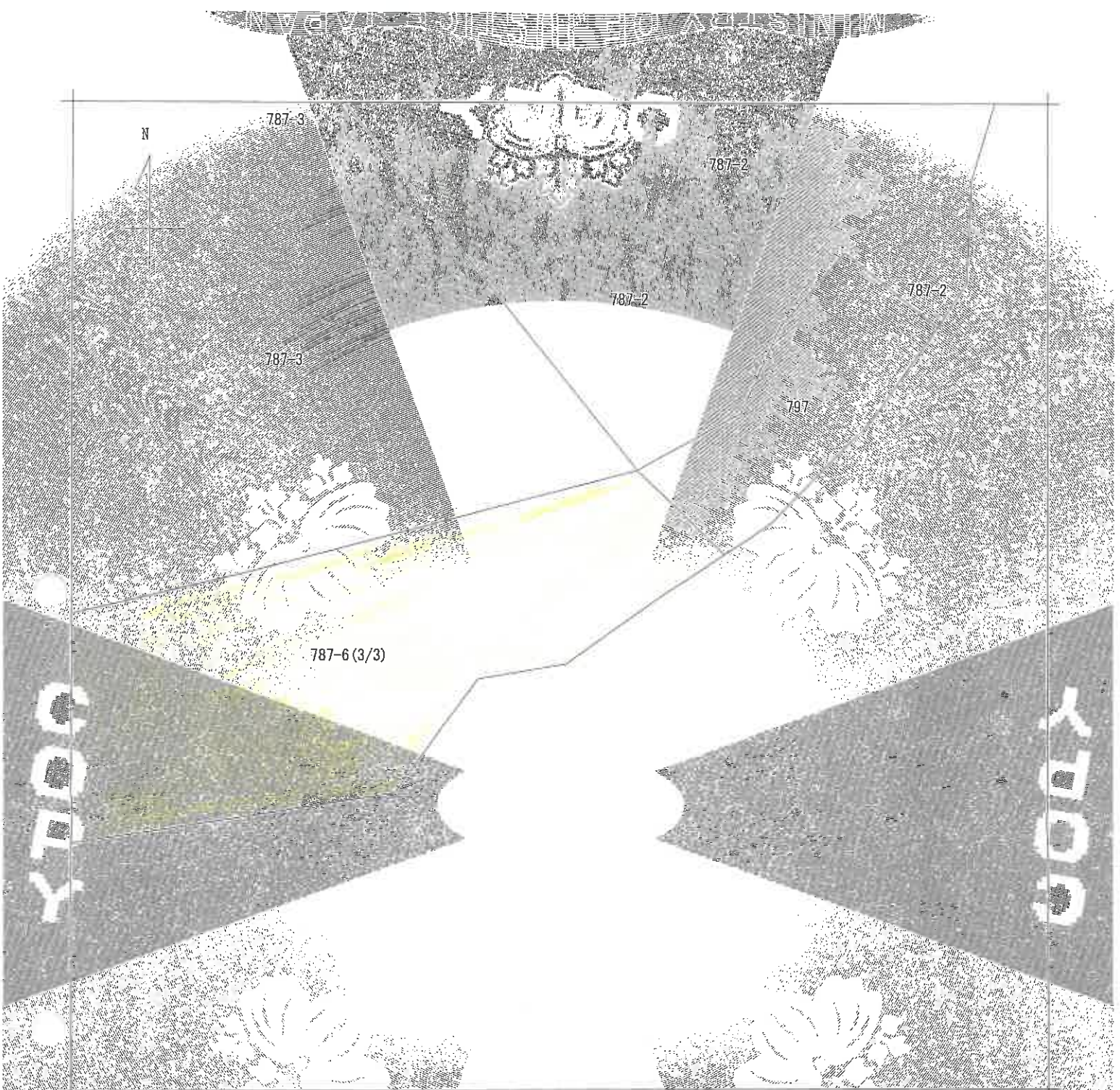
岐阜地方方法務局

登記官

請求番号：25-1
(5/6)

A3をA4に縮小コピー

公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載したものです。

地番
区域見出
上宝町鼠餅

請求 部分	所在	高山市上宝町鼠餅字上宝			地番	787番6	
出力 縮尺	1/1000	精度 区分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成 年月日				備付 年月日 (原図)	補記 事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方法務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

岐阜地方法務局

登記官

請求番号：25-1

(6/6)

A3をA4に縮小コピー

公用

MINISTRY OF JUSTICE JAPAN

N

787-5

787-1(1/4)

787-6

787-6

787-1(1/4)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

上宝町鼠餅

請求部	所在	高山市上宝町鼠餅字長沼			地番	787番7		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地区に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備考 年月日 (原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜県地方方法務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

岐阜県地方方法務局

登記官

請求番号：25-2

(1/4)

A3をA4に縮小コピー

公用

N

787-5

787-

787-

787-7(2.4)

787-7(1/2)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載しております。

地番区域見出し

上宝町鼠餅

請求部	所在	高山市上宝町鼠餅字長沼			地番	787番7	
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方方法務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

岐阜地方方法務局

登記官

請求番号：25-2

(2/4)

A3をA4に縮小コピー

公用

N

787-1(2/3)

787-1(3/4)

787-6

787-6

787-1

787-1

787-6

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

上宝町鼠餅

請求部	所在	高山市上宝町鼠餅字長沼			地番	787番7		
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備考 付年月日 (原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である

(岐阜地方方法務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

岐阜地方方法務局

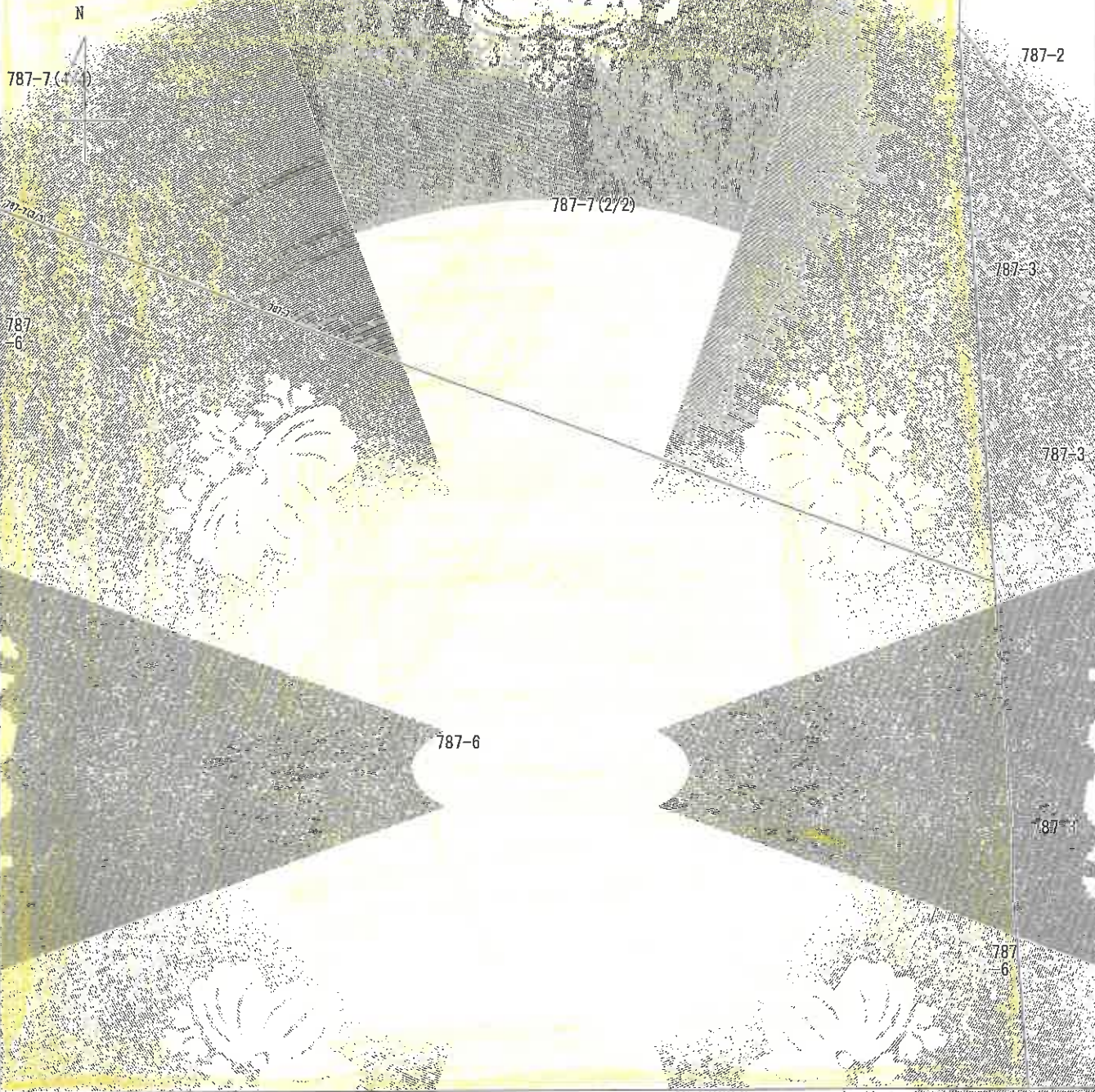
登記官

請求番号：25-2

(3/4)

A3をA4に縮小コピー

公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

上宝町鼠餅

請 求 部	所 在	高山市上宝町鼠餅字長沼			地 番	787番7		
出 力 縮	1/1000	精 度 区 分	座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)	補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(岐阜地方税務局高山支局管轄)

令和6年10月1日

岐阜地方税務局

登記官

請求番号：25-2

(4/4)

A3をA4に縮小コピー

公用

登記年月日：昭和51年8月30日

公用

これは図面に記録されている図を証明した書面である。

(岐阜地方法務局 高山支局 管轄)

令和6年10月1日

岐阜地方法務局

登記官

A3をA4に縮小コピー

請求番号：25-9

前 787-1 後 787-2

地 番

787-6 787-7

土地の所在 高山市上宝町 上宝村大字長沼

583750

所在地

787-6 131,932.735㎡

787-7 10,827.500㎡

計 233,760.235㎡

作製年月日 昭和51年7月26日

作製者

長尾

787-6

787-7

787-1

平

同

木

55/8 10

縮尺 1/4000

(岐阜県土地家屋調査士会 用紙)

(1/4)

登記年月日 昭和51年8月10日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である
(岐阜地方法務局高山支局管轄)
令和6年10月1日 岐阜地方法務局

令和6年10月1日

岐阜地方方法務局

强品包

1 頁之關係

787-1-787-7

高山市上宝町

長子針子全生或稱

臺灣日報

2/3

昭和五十九年八月九日

由諸人

551.8.10

五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十
 二十一
 二十二
 二十三
 二十四
 二十五
 二十六
 二十七
 二十八
 二十九
 三十
 三十一
 三十二
 三十三
 三十四
 三十五
 三十六
 三十七
 三十八
 三十九
 四十
 四十一
 四十二
 四十三
 四十四
 四十五
 四十六
 四十七
 四十八
 四十九
 五十
 五十一
 五十二
 五十三
 五十四
 五十五
 五十六
 五十七
 五十八
 五十九
 六十
 六十一
 六十二
 六十三
 六十四
 六十五
 六十六
 六十七
 六十八
 六十九
 七十
 七十一
 七十二
 七十三
 七十四
 七十五
 七十六
 七十七
 七十八
 七十九
 八十
 八十一
 八十二
 八十三
 八十四
 八十五
 八十六
 八十七
 八十八
 八十九
 九十
 九十一
 九十二
 九十三
 九十四
 九十五
 九十六
 九十七
 九十八
 九十九
 一百

縮尺 1/2000

請求番号: 25-9

(3/4)

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：昭和51年8月10日

1頁と同様

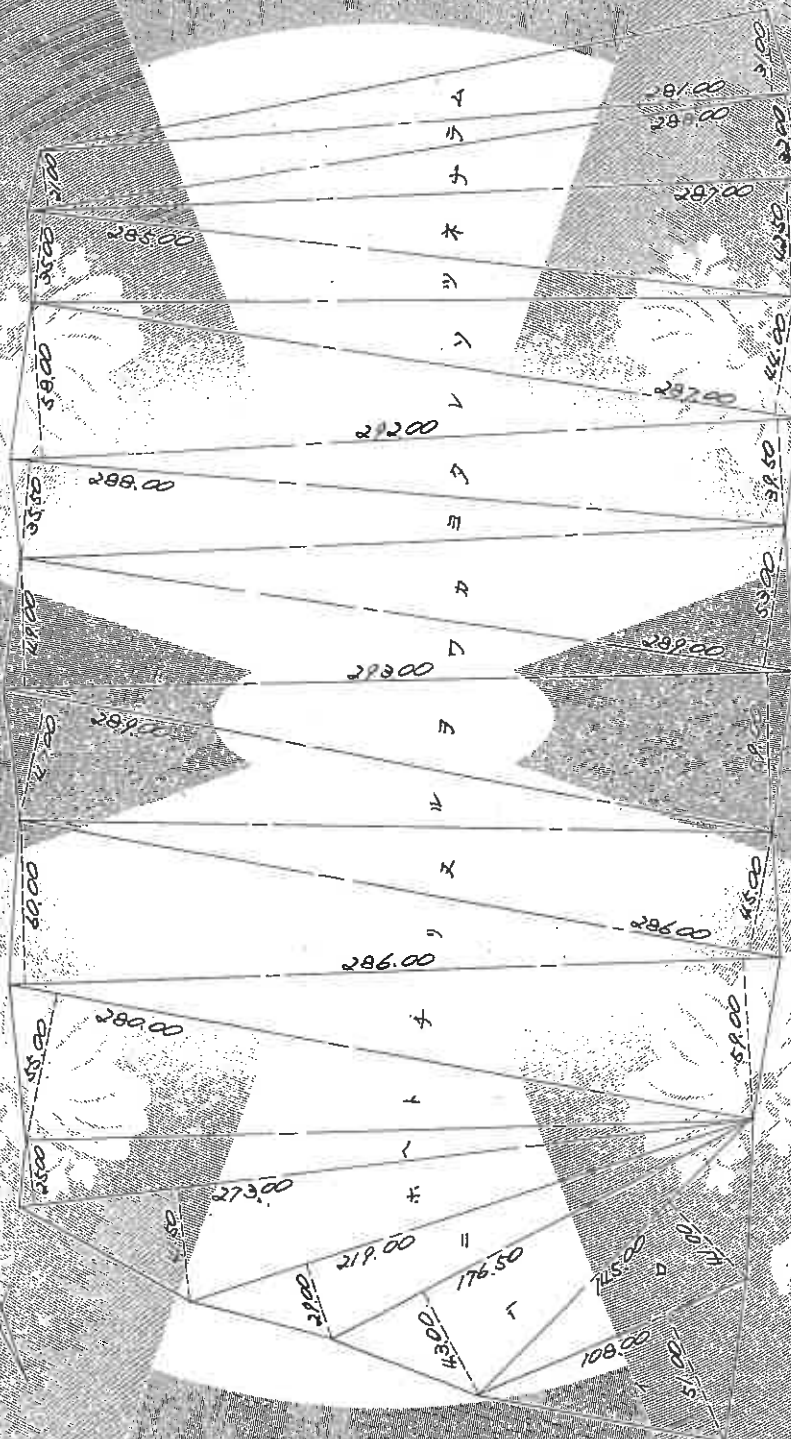
地番	787-1 787-6
土地の所在	廣山市宝町 土成郡土成町柳生長沼

服

土 邦 の 所 在

昭和五十九年九月九日

由一諸人



551.8.10

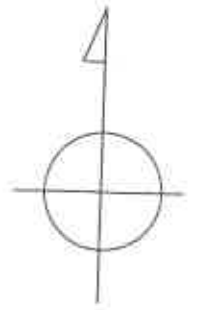
波島土庫區調查報告

2000
R

請求番号: 25-9

A3をA4に縮小コピー

土地概略図



県道高山上宝線

787番6

787番7

(事件番号) 令和 6 年 (ケ) 第 117 号

(撮影日付) 令和 6 年 10 月 28 日

・ 物件番号 1、2



・ 物件番号 1、2

